

第 11 章 動物愛護管理 (保健所生活衛生課)

動物愛護管理に関する業務は、狂犬病の予防、動物による危害の防止、動物愛護思想の普及や動物の適正な飼養管理の啓発を行うことを目的としている。

1 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年(1957 年)以来狂犬病の発生はないが、海外では多くの国で狂犬病が発生しており、いつでも国内に侵入する可能性がある。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は犬の登録と毎年度1回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられている。

本市では登録犬の飼い主に犬の狂犬病予防注射済票交付票(ハガキ)の送付及び広報やホームページでの啓発により、毎年度1回の狂犬病予防注射を実施するよう、飼い主の意識向上を図っている。また、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせやすいよう、毎年4月上旬から中旬の2週間に、市内 55 か所で定期集合注射を実施している。

表3-115 犬の登録状況

(頭)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 頭 数		24,765	24,551	24,298
登 録 申 請 頭 数	新 規 登 録 頭 数	1,720	1,609	1,556
	市外からの転入頭数	204	166	211
注 射 済 票 交 付 数		20,245	19,946	19,873
狂 犬 病 予 防 注 射 実 施 頭 数	定 期 集 合 注 射	4,250	4,141	3,889
	動 物 愛 護 セ ン タ ー	55	33	42
	動 物 病 院	15,940	15,772	15,942
	計	20,245	19,946	19,873

2 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに神奈川県動物愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護精神の普及や適切な飼養管理を推進するため、犬猫等についての苦情相談への対応や、犬の咬傷事故の再発防止の指導、犬・猫の不妊手術推進事業等を行っている。

また、ペットショップやペットホテル等の動物取扱業者に対しては動物取扱業の登録事務、特定動物飼養者に対しては特定動物の飼養又は保管の許可事務を行い、監視指導を実施している。

(1) 苦情相談

犬猫等に関する苦情相談には個々に対応し、飼い主に対して適切な飼養管理の指導及び啓発を行っている。

1) 犬に関する苦情相談

表3-116 犬の苦情相談件数

(件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内 訳	苦情相談件数	437	466	491	390	421
	放し飼い・鳴き声・糞尿	60	48	72	48	66
	飼えなくなった犬の引き取り依頼	31	21	22	22	16
	放浪犬の捕獲依頼	70	85	76	49	69
	行方不明・保護の問い合わせ	243	289	278	212	224
	不適切飼養等上記以外の苦情相談	33	23	43	59	46

2) 猫に関する苦情相談

表3-117 猫の苦情相談件数

(件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内 訳	苦情相談件数	407	330	308	303	358
	糞尿・餌やり・みだりな繁殖	76	46	33	64	74
	飼えなくなった猫の引き取り依頼	43	26	16	24	37
	飼い主不明猫の引き取り依頼	141	93	92	50	75
	行方不明・保護の問い合わせ	130	136	131	131	138
	不適切飼養等上記以外の苦情相談	17	29	36	34	34

(2) 動物取扱業

動物(哺乳類、鳥類、爬虫類が対象。実験動物・産業動物を除く。)の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を営利を目的として行う場合は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、第一種動物取扱業としての登録が義務付けられている。

また、営利性のない動物の取扱い(譲渡し、展示等)で、飼養施設を有し、一定数以上の動物を飼養する場合は、第二種動物取扱業として届出が義務付けられている。

これらの動物取扱業者に対して、飼養施設の確認検査、指導等を行っている。

平成 25 年 9 月以前は、第一種動物取扱業のみが、動物取扱業として規定されていた。

表3-118 動物取扱業取扱件数

(件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 25 年度 処 理 内 訳		年度別監視 指 導 件 数			
					新規	廃止等	H23	H24	H25	
第一種	施 設 数	128	128	124	3	7	77	48	27	
	登 録 内 訳	登 録 数	160	156	154	7	9			
		販 売	59	54	50	2	6	30	18	12
		保 管	77	77	80	4	1	46	21	12
		貸 出 し	2	3	4	1	-	1	1	1
		訓 練	19	18	17	-	1	9	5	1
		展 示	3	4	3	-	1	-	3	1
第二種	施 設 数			2	2	-			2	
	内 訳	譲 渡 し			1	1	-			1
		展 示			1	1	-			1

(3) 特定動物

人に危害を加える恐れのある危険な動物(特定動物)を飼う場合には、動物種・飼養施設ごとに市の許可が必要で、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守る必要がある。

本市では平成 25 年度末現在、実際に飼養しているのはカミツキガメ科のカメ 2 匹、ボア科のヘビ 6 匹である。

表3-119 特定動物飼養許可件数

(件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施 設 数		7	5	5
許 可 件 数		9	7	7
実 際 の 飼 養 数		16	8	8
監 視 指 導		-	3	1
届 出 ※	特定飼養施設外飼養・保管届/特定 動物管轄区域外飼養・保管通知書	2 ニホンザル	3 ライオン、ニホンザル	2 ニホンザル
	監 視 指 導	3	3	1

※届出は、特定動物飼養者が許可以外の場所に特定動物を移動したり、許可以外の場所で飼養・保管を行う場合に届け出るもの。

(4) 犬による咬傷事故

飼い犬が咬傷事故を起こした場合、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第19条に基づき、届出が必要で、咬傷事故を起こした犬の飼い主には、犬の狂犬病鑑定のための受診と、事故後の再発防止を指導している。

咬傷事故は、リードを付けているいないにかかわらず、散歩中等の移動時が多く、他には家の中などで自由にしている犬が、飼い主の不注意で飛び出し突発的に起こるもの、また、被害者が不用意に近づきすぎて起こってしまったものもある。

表3-120 犬による咬傷事故件数 (件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
咬 傷 事 故 件 数		15	13	16
咬 傷 時 の 犬の管理状況	散 歩 中 ・ 移 動 中	7	6	7
	放 し 飼 い	1	2	-
	敷地内等からの逸走	2	3	6
	係留中等その他	5	2	3

(5) 犬・猫の不妊手術推進事業

望まれない不幸な子犬・子猫が生まれることを防ぐために、犬・猫の避妊去勢手術に対して補助金を交付している。

犬については本市に登録があり、その年度の狂犬病予防注射を受けていることを条件に、1頭につきメス4,000円、オス2,400円を、猫については本市内で飼養されている生後6か月以上の猫に対し1匹につきメス3,400円、オス2,100円を助成している。

表3-121 犬・猫の不妊手術料補助金交付件数 (件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
犬	メ ス	377	329	326
	オ ス	461	381	413
	計	838	710	739
猫	メ ス	877	808	1,028
	オ ス	750	714	845
	計	1,627	1,522	1,873

3 動物愛護センター

動物愛護センターでは、飼えなくなった動物の引取り、犬猫等の譲渡、負傷動物の保護収容等を行っている。

収容した動物は、適切な環境で飼養し健康管理を行っており、また、負傷動物の収容時には応急処置を行っている。なお、保護収容された動物は、適宜、飼い主に返還しているが、飼い主のもとに戻れない動物は、新たな飼い主に譲渡するよう努めている。

その他、動物愛護センターでは、中学生の職場体験を受け入れたり、実践型の犬のしつけ教室や動物愛護に関するイベントを開催するなど、動物愛護精神及び適切な飼養管理を普及啓発するための事業も行っている。

(1) 収容・処分状況

生後 91 日以上の子犬・子猫を成犬・成猫、生後 91 日未満の子犬・子猫としている。

収容頭数と処分頭数は、年度毎での繰越・繰入があるため、必ずしも一致しない。

収容数には負傷動物も含まれており、安楽死の()には収容後に負傷や病気等により自然死した動物の数を再掲している。

1) 犬

表3-122 犬の収容処分状況

(頭)

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬
収容	所有権放棄	34	-	22	-	26	-	30	-	23	-
	飼い主不明	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	捕獲	70	-	85	-	82	-	49	-	69	-
	計	104	-	107	-	108	1	79	1	92	-
処分	返還	48	-	55	-	60	-	44	-	48	-
	譲渡	26	1	32	-	40	1	30	-	33	-
	安楽死等	30	-	14(1)	-	13(-)	-	5(-)	-	12(2)	-
	計	104	1	101	-	113	1	79	-	93	-

2) 猫

表3-123 猫の収容処分状況

(匹)

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫
収容	所有権放棄	41	67	33	30	10	22	22	42	47	64
	飼い主不明	18	216	14	216	24	159	14	171	20	141
	計	59	283	47	246	34	181	36	213	67	205
処分	返還	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	譲渡	4	61	13	70	7	35	11	56	30	108
	安楽死等	59	219	34(2)	178(3)	29(11)	144(8)	25(8)	157(-)	26(16)	86(16)
	計	63	280	47	248	36	179	36	213	56	194

3) その他の動物

表3-124 その他の動物の収容処分状況

(匹)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収容	所有権放棄	41	12	11	9	24
	飼い主不明	17	17	15	13	9
	計	58	29	26	22	33
処分	返 還	1	-	-	-	-
	譲 渡	3	17	16	5	20
	安楽死等	48	15(4)	9(5)	17(1)	6(4)
	計	52	32	25	22	26

※その他の動物はハト、ニワトリ、ウサギなどのペットであり、野生動物は含まない。

(2) 負傷動物の収容

表3-125 負傷動物の収容状況

(匹)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	動物愛護センター	動物病院	動物愛護センター	動物病院	動物愛護センター	動物病院
犬	7	2	-	-	1	1
猫	30	15	28	17	27	20
その他の動物	5	-	5	-	6	-
計	59		50		55	

※動物愛護センターで収容する以外に、委託契約を結んだ市内動物病院等へ収容されることもある。

(3) 動物愛護普及啓発事業参加者数

表3-126 動物愛護普及啓発事業参加者数

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
犬の正しい飼い方講習会 (年4回)	64	72	48
猫の正しい飼い方講習会 (年1回)	20	20	17
動物愛護センター開放DAY (年3回)	572	527	460

※猫の正しい飼い方講習会は、保健所にて開催している。